

森林（もり）づくり交付金事業

目的 健全な森林を積極的に造成し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工造林や下刈り等の取組を支援する。

【事業内容】 ※森林環境譲与税の対象事業は、下刈り（5年生まで）・試験地造成・鳥獣害防止ネット維持管理・補植となります。

事業区分	補助の要件	補助額
・森林作業道	高知県造林事業での採択箇所	国及び県からの補助額を差し引いた額の2/3以内
・人工造林（再造林）		国及び県からの補助率が90%の場合、県標準単価の10%以内 それ以外の場合、県標準単価の32%以内
・付帯施設等整備		国及び県からの補助率が90%の場合、県標準単価の10%以内 それ以外の場合、県標準単価の22%以内
・下刈り	対象林齢10年生までとし、原則として高知県造林事業での採択箇所	5年生以下は県標準単価の32%以内 6年生以上は県標準単価の10%以内
・試験地造成	創造的かつ先進的な取組を対象 試験概要の看板の設置	施業に要する経費の100%以内 消費税相当額は補助対象外
・鳥獣害防止ネット維持管理	高知県造林事業による設置から5年以内のもの 年1回以上の巡視と記録	20円/m
・補植	高知県造林事業による造林地 植栽年度の翌年度から5年以内、1回限り	県標準単価の25%以内

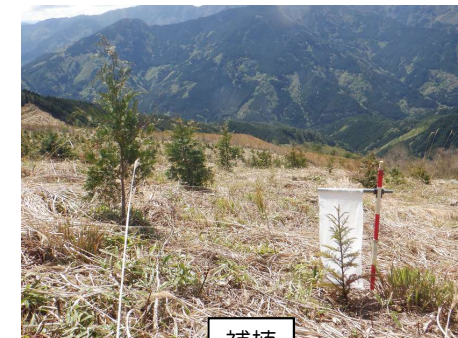
【事業実績】

事業区分		事業量	補助額
下刈り	5年生まで	31.69ha	1,949千円
試験地造成		1箇所（1.30ha）	720千円
鳥獣害防止ネット維持管理		13,806m	276千円
補植		6.96ha	393千円
合 計			3,338千円

（注）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。



鳥獣害防止ネット維持管理



補植